申告相談日程表

受付時間は、各会場とも9時~11時30分及び13時~16時です。

月日	対象 地区	会場	
2月16日 (水)	大野・西平(下郷・宿)		※申告相談期間中は、日 程表以外の場所では申告
2月17日 (木)	大野・西平(西平上サ・宮平・清水・奥畑)		相談を行っていませんの
2月18日 🛳	西平(女鹿岩・池ノ入・後野)・雲河原・椚平		で、ご注意ください。
2月21日 (月)	瀬戸元上・大附	都幾川公民館	※建具会館では申告相談
2月22日 (火)	瀬戸元下・関堀	3階講座室	を行いませんのでご注意
2月24日 (水)	馬場・別所		ください。
2月25日 箘	本郷・田中	※番匠の2、3日目の 会場は「アスピアたま がわ」になります。	※来場者数に片寄りが出 ないように地区の割振り
2月28日 (月)	桃木・番匠1		
3月1日 (火)	番匠 (2・台) ※		をしていますが、いずれ の日でも申告することが
3月2日 (水)	番匠(4・5) ※		できますのでご都合のよ
3月3日 (木)	田黒・日影		い日をご利用ください。
3月4日 箘	田黒・五明		
3月7日 (月)	玉川 (春和3・4・5)	文化センター	※収入のない方の町県民 税申告は、税務課窓口と
3月8日 (火)	玉川 (春和1・2)	(アスピアたまがわ) 2階会議室	第二庁舎行政サービス コーナーで受け付けてい ます。申告期間前(令和
3月9日 (水)	玉川 (根際)		
3月10日 (木)	玉川(上郷・仲井)		4年1月4日)から受け
3月11日 儉	玉川 (一卜市)		付けており、比較的お待 ちいただくこともありま
3月14日 (月)	上記に来られない方		せんので、ぜひご利用く
3月15日 (火)	上記に不られるのり		ださい。

確定申告の方(町県民税の申告の方は除く)は、新型コロナウイルス感染防止の観点からも、ぜひご 自宅からパソコン・スマホによる e-Tax(電子申告)にご協力ください。これは、確定申告会場に出 向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカード対応のスマホまたは IC カードリーダライタを利用して申告書を提出できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。利用方法は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」等を参照してください。



国税庁 HP 確定申告書等 作成コーナー

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に ご協力ください

- ・会場内では、マスクを着用してください。
- ・自宅で検温し、発熱や体調がすぐれない方 は、来場を控えてください。
- ・入場の際に検温を実施します。発熱等 (37.5℃以上)の症状のある方は、入場を ご遠慮いただきます。
- ・換気のため窓や入り口を開放するため、寒 暖に対応できる服装で来場してください。
- ・待合室が混雑した場合は、自家用車での待機を依頼することがありますので、ご承知 おきください。

税理士による 無料電話税務相談をご利用ください

年収600万円以下の方を対象に、税理士による「無料電話相談」を行います。ご希望の方は税理士会事務局へ事前に電話連絡の上、ご利用ください。(手続きにより、料金が発生する場合があります。) ※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、中止する場合があります。

対象▶①年金受給者の方 ②給与所得者で医療 費控除を受けたい方 ③年の途中で就職・ 退職・年末調整の済んでいない方

日時▶2月1日炒~2月15日炒

問▶関東信越税理士会東松山支部事務局

☎ 25-2670 (月~金の 10 時~ 14 時 30 分)

所得税及び復興特別所得税・町県民税の申告について

所得税及び復興特別所得税と町県民税の申告を受け付けます。申告時間短縮のためにも、事前準備(医療費控除の明細書、収支内訳書の作成等)及び必要書類の持参忘れのないようお願いします。申告期限間際になると、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことになります。余裕をもって正しく申告しましょう。 問 税務課 ☎ 65-0811

🤝 所得税の申告が必要な方

次の事項に該当する方です。

- 事業や不動産などの令和3年中の各種所得の合計額が、基礎、配偶者、扶養などの所得控除の合計額を超える方。
- ② 令和 3 年中の給与等の収入金額が 2 千万 円を超える方。
- 3 給与所得者で、給与や退職所得以外の所得の合計額が 20 万円を超える方。
- 公給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与と退職所得を除く)の合計金額が20万円を超える方。

注意 個人年金、生命保険等の満期金・解約金 等の収入があった方も申告が必要です。

〈ふ 町県民税 (住民税) の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、ときがわ町に住所 があり、所得税の確定申告が不要な次の事項 に該当する方です。

- 給与所得者で次の事項に該当する方。
 - ◆ 勤務先から役場へ給与支払報告書の提出がなかった方。
 - ◆ 給与所得以外に所得のあった方。
 - ◆ 給与所得のみで、令和3年中に就職または退職して、勤務先で年末調整をしていない方。
- 2 年金所得者で次の事項に該当する方。
- ◆ 公的年金に係る雑所得以外に所得のある方。
- 3 各種控除を追加で申告される方。
- 4 収入のなかった方。
- ※町県民税の非課税判定、国民健康保険税の軽減、 介護保険の段階判定、後期高齢者医療制度保険料 計算、扶養認定、福祉関係手当、保育料の算定な どの資料として、収入がないことを申告してくだ さい。

〈ふ 町から通知をお送りします

令和2年分の申告を基に、町県民税の申告が必要と思われる方には、役場税務課から「申告相談について」のハガキをお送りしますが、届かない場合でも該当すると思われる方は、申告してください。なお、所得税の申告をされる方は、町県民税の申告は必要ありません。※町県民税の申告書は送付しません。郵送での申告を希望される方は、お手数ですが税務課までご連絡ください。

🖎 申告に必要なもの

- 1 マイナンバーカードまたは通知カード (氏名・住所が住民票と一致している場合に限る)
- ②本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)
- 3 利用者識別番号を持っている方は、番号が分かる書類
- 4 所得の確認できる書類
 - ◆源泉徴収票※給与所得者、年金受給者
 - ◆収入や経費の帳簿に基づいて作成した 収支内訳書※営業等、不動産、農業所 得者
 - ◆申告対象の固定資産税納税通知書(土地・家屋課税明細書)※不動産所得者
 - ◆ときがわ町中小企業・個人事業主応援 金等の給付を受けたことがわかる書類
- 社会保険(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等)の支払証明書や領収書
- ⑤生命保険(個人年金含む)、地震保険等の 控除証明書
- ⑦ 医療費控除の明細書、医療費通知(医療費のお知らせ)を活用する方は、通知を明細書に添付してください
- ※明細書は必ず作成のうえ、お越しください。用紙は1月下旬から税務課及び行政サービスコーナーで配布します。国税庁 HP からもダウンロードできます。
- ※領収書添付または提示では申告はできません。
- ※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) を受ける際は、セルフメディケーション税制の明 細書が必要です。
- ③ 寄附の証明書等(確定申告をするとふるさと 納税のワンストップ特例制度が非適用となります。ワンストップ特例制度を利用された方も持 参してください。)
- 9 障害者手帳等
- 学生証
- ⑪還付または□座振替で納税する場合、預 貯金□座が分かるもの。□座振替で納付 を行う場合は、通帳印も必要です。
- ※税務署から「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が送付された場合は、申告会場にご持参ください。

(ふ) 次の内容は 税務署 (東松山市民文化センター) へ

土地や建物、株式を売り、譲渡所得のある方/先物取引にかかる所得、配当所得のある方/青色申告の方/申告書の控に受付印が必要な方/雑損控除のある方/住宅借入金等特別控除1年目の方/国外の親族を扶養とする方/営業、農業等の事業の方で、収支内訳書の作成の方法がわからない方

16

17